

第3回幌加内町議会定例会 第1号

令和元年9月12日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - (1) 議長諸報告
    - ①行事関係報告
    - ②監査委員例月出納検査結果報告
    - ③財政健全化法に基づく健全化判断比率報告及び資金不足比率報告
  - (2) 町長行政報告
  - (3) 教育長教育行政報告
- 4 同意第5号 教育委員会委員の任命について
- 5 報告第8号 総務厚生常任委員会所管事務調査報告について
- 6 報告第9号 産建文教常任委員会所管事務調査報告について
- 7 一般質問
- 8 議案第45号 平成30年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について  
動議案第3号 決算審査特別委員会設置に関する動議について
- 9 議案第46号 幌加内町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第47号 幌加内町森林環境譲与税基金条例について
- 11 議案第48号 幌加内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第49号 幌加内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第50号 物品取得について(仮想サーバー及びクライアントPC一式購入)
- 14 議案第51号 物品取得について(幌加内小学校ICT一式購入)
- 15 議案第52号 物品取得について(幌加内中学校ICT一式購入)
- 16 議案第53号 北空知衛生センター組合からの脱退について
- 17 議案第54号 深川地区消防組合からの脱退について
- 18 議案第55号 深川地区消防組合からの幌加内町脱退に伴う財産処分について
- 19 議案第56号 士別地区消防事務組合への加入について
- 20 議案第57号 令和元年度幌加内町一般会計補正予算(第3号)
- 21 議案第58号 令和元年度幌加内町国民健康保健特別会計補正予算(第2号)
- 22 議案第59号 令和元年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

発議第3号 議員の派遣について  
閉会中の所管事務調査申し出について

○出席議員（9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	7番	中村雅義君
	1番	中川秀雄君		2番	市村裕一君
	3番	中南裕行君		4番	藤井祐君
	5番	稲見隆浩君		6番	蔵前文彦君
	8番	小関和明君			

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町長	細川雅弘君
副町長	大野克彦君
教育長	小野田倫久君
総務課長	村上雅之君
産業課長	中河滋登君
建設課長	宮田直樹君
住民課長	山本久稔君
保健福祉課長	竹谷浩昌君
会計管理者	蔵前裕幸君
地域振興室長	新江和夫君
教育次長	内山涉君
農業委員会局長	清原典吉君
朱鞠内支所長	三上賢逸君
建設課主幹	高田英樹君
社会教育課長	加藤洋恵君
農業委員会会長	鈴木努君
監査委員	菊地勝美君

○出席事務局職員

事務局長	加藤誠一君
書記	岡田由美君

◎開会の宣言

- 議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。  
定足数に達しておりますので、令和元年第3回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣言

- 議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって5番 稲見議員、6番 蔵前議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの2日間にしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から9月13日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。  
町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君）

5点についてご報告いたします。

まず、現在までの農作物の作況ですが、もち米では、融雪期が4月30日と平年より5日遅れとなりましたが、5月に入り天候に恵まれ、農作業も順調に進んでまいりました。しかし播種後、低

温の日が多かったことにより発芽ムラはありましたが、その後好天が続き、生育は順調に経過し、出穂期は平年より3日早くなり開花、受粉は良好でありました。8月に入り、特に8月9日の大雨によりごく一部の冠水、平均気温も平年よりやや低い状況となり生育は平年並みとなったところです。収量については、総粒数が多く、平年並みからやや多くなる見込みです。そばについて、播種期は降雨が少なく農作業も順調でした。しかし、6月降水量が幌加内地区で平年の89パーセントと少なく、6月9日以降に播種した圃場では発芽不良となりました。開花期は、早播きは平年よりも4日ほど早く、普通播きは平年並みでした。その後、特に8月9日にかけての大雨により倒伏が進んだところです。結実状況は、早播きは比較的良好であり、普通播きは発芽が遅れた圃場では結実が少ない状況がみられます。詳しくは、上川農業改良普及センター士別支所からの資料を添付していますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

次に、北空知信用金庫 役場派出所窓口の閉鎖について申し上げます。信金の役場派出所窓口につきましては、北空知信用金庫より今年3月下旬に、職員全体の減員が大きく職員確保の問題等から役場窓口閉鎖の打診があったところです。その後、他の町の対応や、本町の人員配置、並びに事務処理の内容等を検討し、7月19日付けで、町として「やむを得ない」旨の閉鎖了承の回答を出し、今般、正式に本店から9月末日までに引き継ぎ業務を完了させ閉鎖することと決定いたしました。町として指定金融機関の財務会計規則や要領・要綱の改正等の手続きを期限まで進め、スムーズな事務運用を図ってまいります。なお、公共料金の支払いは今までどおり、出納窓口で行い、会計管理者が受領することとし、町民の皆様には影響が出ないように出納窓口で今後も対応をいたしますので、ご理解を賜りたく存じます。

次に、行政機関等第1種公共施設の敷地内禁煙について申し上げます。平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、「望まない受動喫煙をなくす」こと等を目的に、より一層受動喫煙の防止対策が強化されました。この法律により、今年7月1日から行政機関、学校、病院など第1種施設においては敷地内が禁煙の対象となっております。それを受け先般、幌加内町衛生管理委員会を開催し、施設における特定屋外喫煙場所の設置を決定いたしました。通常利用者が立ち入らない場所で、近隣の建物に隣接しない場所、喫煙場所と非喫煙場所が明確に区分することが出来る所となっております。役場庁舎では2階パントリー横の非常出口外階段、保健福祉総合センターでは外の車庫奥の一角、生涯学習センターでは大道具等通用口側の非常口外側ということに致しました。施設の利用者等には掲示をしっかりとするなど、周知をしてまいる所存でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、一般国道239号線 幌加内町霧立峠事故対策検討会の開催についてご報告いたします。今年、4月28日、国道239号霧立峠幌加内側の下りで、死亡交通事故が発生し、かけがえのない町民の命を失った次第です。その後、霧立峠の幌加内側で7月末までに2件の重篤な症状となる交通事故が多発したところです。このため、交通事故を考査する機会としまして、去る9月10日、添牛内コミュニティセンターにおいて、旭川方面本部士別警察署、旭川開発建設部士別道路事務所、幌加内町交通安全協会、添牛内自治区及び幌加内町の代表者が集まり「事故対策検討会」が開かれました。当日は事故発生概要と、事故の特性や事故発生懸念要因を洗い出し、事故防止対策の取り組み等を、現地確認を含め、今後における対策方法について意見交換を行ったところです。詳細としましては、「警察による取締り体制」「ゼブラ滑り止め舗装の敷設」「感知式サイレン及び回転灯

の設置」が、事故防止に極めて有効であるとしたところです。加えて、このような、交通事故防止を協議する複数の機関による横断的な検討会が開かれるのは非常に貴重な機会であることから、次年度に向けても引き続き対策と効果検証を協議する場として継続することについても確認がなされました。町としては、新年度に向け、サイレン関係の予算計上を予定しておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

次に、ＪＲ北海道の廃止路線協議等について、申し上げます。本件は、ＪＲ北海道が平成 28 年 11 月 18 日に 10 路線 13 線区を「単独では維持することが困難な線区」として公表され、大きな社会問題となりました。名寄～稚内間の「宗谷本線」もこの維持困難な線区の中に含まれており、本町においても沿線自治体ではありませんが、関係 26 自治体・議会、4 商工会議所、2 商工会連合会で構成する「宗谷本線活性化推進協議会」の一員として参加し、協議をしまいましたが、一定の結論が出ましたので、その内容について、ご報告いたします。ＪＲの公表後、北海道においても、オール北海道体制で取り組まなければならないものとし、関係者会議を設置し、平成 30 年 5 月 29 日に「北海道の将来を見据えた鉄道網のあり方に関する道の考え方」を公表したところです。30 年 7 月 27 日には、国がＪＲ北海道に対して「事業の適正かつ健全な運営に関する監督命令」を発出するとともに、国の支援として 31 年、令和 2 年を第 1 期集中改革期、令和 3 年から 5 年までを第 2 期集中改革期とし、第 1 期 2 年間で 400 億円台の支援とともに、関係者における支援・協力を公表。これを受けＪＲ北海道は、31 年 3 月に線区ごとにアクションプランを作成したところです。国の監督命令の中に「地方自治体等からも国と同水準の支援が行われることを前提に・・・」とあり、北海道と国の調整が進み、北海道全体では 2 億円、うち北海道が 7 割の 1 億 4000 万円、市町村が 6000 万円の支援を、あくまでＪＲ北海道に対する「緊急的かつ臨時的」な利用促進費として支援することとし、宗谷線については、すべての自治体が了承し、支援額が決定したところです。自治体個々の支援負担額は公表しておりませんが、人口や財政力指数などを基に、大きく①、名寄以北の 7 沿線自治体 70 万円～130 万円の範囲。②、士別以南の 5 沿線自治体 15 万円～70 万円の範囲。③、それ以外の 14 自治体、各 1 万円の予定となっており、宗谷本線協議会関係自治体全体では、790 万円の支援金となる予定であります。この支援金については、自治体が協議会経由で北海道に納付し、交付金として一括ＪＲ北海道に支援するもので、先般 8 月 9 日付で北海道から宗谷本線協議会長あてに通知があり、所定の予算措置について、依頼があったところあります。本町の負担額においては、1 万円であり、規定予算として計上している負担金の内数であるため、補正予算措置はありません。今後、北海道とともに協議会として、令和 3 年度以降の国の支援を継続するため、所要の法律案を国会に提出することなどを検討・要請をしていくこととしております。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで行政報告を終わります。

○議長（小川雅昭君） 教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（小野田倫久君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（小野田倫久君）

幌加内高等学校生徒の全国大会出場についてご報告いたします。8月6日から東京都駒沢オリンピック公園総合運動場にて開催された「全国高等学校定時制通信制体育大会卓球大会」ですが、本校からは個人戦と団体戦に出場いたしました。個人戦・団体戦共に1回戦で敗退しましたが、団体戦ではベスト8に進出した強豪校に2対3で惜しくも敗れる内容でもあり、来年においても全国大会への出場が期待されるところであります。

次に、8月26日に東京都立産業貿易センター台東館にて開催された、「第9回全国高校生そば打ち選手権大会」についてですが、本校からは団体戦と個人戦に出場しました。今年度の個人戦出場者は、昨年より2名多い22名、団体戦は、昨年より1校多い33校が出場となりました。本年も教員及び講師の方々の熱心な指導の下、夏休み中の強化合宿や放課後の猛特訓と、全学年から選ばれたメンバーが一丸となって、団体戦3連覇を目指し、連日、練習を重ね、出発の前日には、道の駅でのそば店出店に合わせ、出場メンバーによるデモ打ちを行い、本番に向け調整を行ったところでございます。本番では日頃の練習成果を存分に発揮し、全員が力を出し切った結果、団体の部では、昨年に引き続き見事優勝し3連覇を達成。文部科学大臣賞を同時に受賞し、通算6回目となる優勝旗を持ち帰ることが出来たところでございます。個人戦では、団体戦のメンバーでもある3年生の藤井夏麗さんが見事、悲願であった1年ぶり5人目の優勝を果たし、団体・個人戦で5回目のW優勝を勝ち取りました。また、8月31日に幌加内新そば祭りで行われた、素人そば打ち三段位認定幌加内大会に本校生徒10名が出場し、合格率87パーセントの中で見事全員が合格し、今後においても各行事等での活躍が期待されるところであります。次に、7月31日から岩見沢農業高校で行われた「北海道学校農業クラブ連盟技術競技大会」において、「農業鑑定競技」では3年生の永井真菜さん、2年生の久保詩結さんの2名が、「農業情報処理競技」では2年生の柿崎悠斗さんがそれぞれ優秀賞を受賞し、「農業鑑定競技」の久保さんが10月23日から山形県で開催される「日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技」に出場する権利を獲得しました。今後、全国大会出場に向けて、本校生徒の更なる活躍にご期待を申し上げるとともに、校長先生を初め、諸先生方、指導者の方々に深く感謝と敬意を表すところであります。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで教育行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 同意第5号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、同意第5号、教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君） （同意第5号朗読、記載省略）

本件の提案理由について、今月末をもって任期満了となる笠井氏について引き続き委員として選

任し同意を求めるものです。識見も豊かで適任者であると判断し選任するものです。なお、任期については本年10月1日から令和5年9月30日までの4年間です。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

本件に対する討論を省略し、採決をいたしますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって同意第5号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

#### ◎日程第5 報告第8号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、報告第8号 総務厚生常任委員会所管事務調査報告を行います。委員長の報告を求めます。

○8番（小関和明君） 議長、8番。

○議長（小川雅昭君） 8番、小関委員長。

○8番（小関和明君） （報告第8号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

#### ◎日程第6 報告第9号

○議長（小川雅昭君） 日程第6、報告第9号 産建文教常任委員会所管事務調査報告を行います。委員長の報告を求めます。

○2番（市村裕一君） 議長、2番。

○議長（小川雅昭君） 2番、市村委員長。

○2番（市村裕一君） （報告第9号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これをもって所管事務調査報告を終わります。

#### ◎日程第7 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第7、一般質問を行います。

通告にしたがって発言を許します。1番、中川議員の発言を許します。

○1番（中川秀雄君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。

○1番（中川秀雄君） 通告にしたがいまして、質問をさせていただきます。

「会計年度任用職員」制度の準備状況等について質問をします。

総務省の調査によれば2017年度の都道府県、市町村に働く臨時・非常勤職員は延べ64万人にも  
のぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど地方行政の重要な担い手となっている。一方で正職  
員と同様の働き方にもかかわらず、年収は圧倒的に低く、休暇制度や各種手当等の面でも待遇差は  
拡大している状況にある。こうしたなか、2017年5月に地方公務員法と地方自治法の一部改正が  
行われ、新たに「会計年度任用職員」制度が創設された。この会計年度任用職員制度は、2020年  
4月からのスタートに向け制度設計や条例化に向けた準備がされていると思われるが、それらにつ  
いて伺いたい。1点目、本町の現状の臨時・非常勤職員の任用は全体で何名になるか。そのうち、  
「会計年度任用職員」（一般職非常勤）はどれくらいになるか。2点目、各種手当の支給など、基  
本的な制度設計をどの様に考えているか。3点目、条例の制定はいつ頃になるか。4点目、新たに  
発生する財政負担をどうするか。国も「今後、調査を行い必要な財政措置を検討したい」としてい  
たが、それらの目処は付いたのか。目処が付いていないのであれば財政負担をどうするか。5点  
目、フルタイムとパートタイムの線引きをどうするか。財政負担増を理由に勤務時間を短縮して、  
パートタイムの会計年度任用職員にすることはないか。6点目、財政負担増を理由に、業務そのも  
のを民間に委託したり雇い止め等、処遇の引き下げはないか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

ご質問にありますとおり、地方公務員の臨時・非常勤職員については、平成28年4月現在で全国  
約64万人と増加し、様々な行政分野で活躍していることなどから、現状において地方行政の重要な  
担い手となっております。これまでの制度上、任用上の課題として通常の事務補助職員等の任用方

法や採用方法等が明確に定められていないことなどから、様々な課題があるとされてきたところです。更に処遇上の課題として、労働性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない状況から、適正な任用と勤務条件を確保することが求められ、地公法、更には平成29年に自治法の改正により、「会計年度任用職員制度」が創設され、令和2年度より法施行されるところであります。本町ではこれまで、臨時・非常勤職員の取り組みとして、処遇面等について幾度となく見直しを進めてきたところであります。最近の取り組みとして平成29年に臨時職員の給与水準の大幅な見直しを行い、経験年数等を加味した上で10年程度は、昇給する仕組みを整備し処遇改善を進めてきたところであります。今回の法改正によりまして、現行の臨時・非常勤職員の任用方法については、会計年度任用職員制度へ移行するものとなりますが、本町のこれまでの改善事項に加え、給与水準又は休暇制度の拡充、各種手当につきましても、国の基準に準拠した形で大きな処遇改善が図られるものと考えているところであり、この制度改正に対応するため、庁内に検討部会を設け必要な事務を進めているところであります。

まず、1点目の本町の現状の臨時・非常勤職員の任用人数につきましては、本年度一般会計における通年雇用の臨時職員は29名であります。内訳は、事務補助員8名、地域おこし協力隊4名、運転業務等技術職員7名、医療専門技術系職員3名、農業技術センター職員2名、高等学校関係職員5名であります。このほかに短時間・不定期を基本としたパート職員として任用している事務補助員、軽作業員、除雪作業員、看護師、保健師、給食調理員、施設管理人・清掃人などは、47名となっており、トータルしますと76名程度の臨時非常勤職員を任用している状況となっております。また、会計年度任用職員に移行する職員数ですが、ほぼ同数を移行するものとして予定しておりますが、一部、少額でお願いしている各自治区に設置しておりますコミュニティセンター等の管理人・清掃人等については、各自治区への委託事業として制度設計の見直しができないかを検討している状況であります。

2点目の各種手当支給につきましては、現在も支給しております通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当のほか、期末手当、特殊勤務手当等の正規職員と同様の手当を支給する予定としております。中でも期末手当の支給については、正規職員と同じ支給月数となることから現時点で、2.6ヶ月分とする予定であります。現在は、年末報奨金として1月分の報奨金が支給されておりますので、単純計算で1.6ヶ月分の給与水準の引き上げが予定されるものとなっております。期末手当の支給基準については、国に準拠し、週15時間30分以上の勤務実績、及び任用期間6ヶ月以上の会計年度任用職員を支給対象として検討をしているところです。

3点目の条例制定の時期につきましては、現在、第4回定例議会へ提案することで準備を進めているところであり、制度設計等が確立した段階で、関係機関等にご説明をさせて頂きたいと考えているところであります。

4点目の新たに発生する財政負担措置につきましては、制度移行に伴うシステム改修経費等に対する地方交付税措置の情報はありますが、処遇改善等制度移行に伴い増額する財政負担の地方財政措置については現在のところありません。町の単費になると考えています。本町の制度移行に伴う給与水準等の増額は、現時点で1,300万円程度と試算しているところであり、国の財政負担措置等については、おおいに期待したいと存じます。

5点目のフルタイムとパートタイムの任用関係であります。現状の臨時職員の勤務時間、一日

当たり 7 時間 15 分を基本として移行するものとし、パートタイム職を基本に考えておりますが、フルタイム職任用も想定し制度設計をしまいたく存じます。

6 点目の財政負担増を理由に業務そのものを民間委託への検討状況であります。今回の制度改正により、本町としては制度改正の趣旨を踏まえ、現状の臨時職員が不利益にはならないこと・処遇改善を図る措置に重きを置いて制度設計を進めているところであり、1 点目の回答と重複いたしますが、制度改正に馴染まない少額な施設関係の管理人業務や清掃業務などについては、自治区等への委託事業として検討し、合理的な管理業務といたく制度移行を検討しておりますので、ご理解を賜りたく存じます。以上で終わります。

○ 1 番（中川秀雄君） 議長、1 番。

○ 議長（小川雅昭君） 1 番、中川議員。

○ 1 番（中川秀雄君） 5 点目のフルタイムとパートタイムの線引きの関係ですが、制度上二つの臨時職員の分類が出来た。総務省等の見解だと正規職員の労働時間より 1 分でも 10 分でも短ければパートで扱って良いとなっている。本町でも一般職員より出勤・退勤時間がそれぞれ 15 分短縮をされて、あわせて 30 分ほど短縮をされている。その面からはパートタイムを適用しても問題はないと思われるが、現実的には法改正の趣旨自体では待遇改善にあたる訳だが、フルタイム、パートタイムが持ち込まれる事により低い水準でも更なる処遇の格差が固定化される可能性もある。今で言うと非常勤臨時職員は全員がパートの扱いとなっている。今年まではそれでも良いのだが来年以降、任用職員であっても 1 年契約の更新なので、逆にフルタイムとして採用をする。例えば期末手当、その他の手当、扶養手当等々、それらも正職員並みに支給できるような制度設計も考えられるし、考えるべきではないかと思われる。

○ 町長（細川雅弘君） 町長。

○ 議長（小川雅昭君） 町長。

○ 町長（細川雅弘君） お答えします。

制度設計自体は、フルとパートの両方平行して条例していきたいと思っています。移行する現在の非常勤職員等ですが現状の短縮した時間そのままスライドして移行する。すなわちパートの方の体系の中に組み込んでいく予定です。一定の処遇改善は図られると思っています。フルタイムの関係ですが、決して財政的にダメと言っているわけではありません。あくまで今いる臨時職員については、職員の補助的・補完的な採用として仕事をしてもらっています。同一賃金で同一労働をしているのは同一賃金ではないかとの議論はありますが、今の臨時職員には、そこまでの仕事と責任をとってもらうような体系にはなっていません。また、いっそうのことフルタイムにしてはどうかとの意見もありますが、正規職員として欠員が生じた時には募集をしています。その時に社会人枠等も設定しています。今、臨時的にいる職員が正規職員になりたい、そちらの方の試験を受けたいとのことは、決して拒んではいません。また、意思があれば是非受験をしてもらいたいと考えています。

○ 1 番（中川秀雄君） 終わります。

○ 議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

次に、6番、蔵前議員の発言を許します。

○6番（蔵前文彦君） 議長、6番。

○議長（小川雅昭君） 6番、蔵前議員。

○6番（蔵前文彦君） 道河川、町河川の改善、改修について伺います。

先月の集中豪雨の際に町内にある北海道管理の河川、幌加内町管理の河川付近において町内のそば畑が河川からの越流により冠水、倒伏被害に遭いました。今回は水位が半日程度で復帰した為、昨年のような甚大な被害はなかったと思います。しかし、近年の天候では1時間当たりの雨量もしくは1日当たりの総雨量は我々の予想を超えた雨量が考えられます。毎年被害に遭われる農家は河川に面した農地を耕作している農家の方々でありこれ以上冠水被害が続くと、大げさかもしれませんが耕作放棄を考える農家の方も出てくるかもしれません。農地保全の観点からも放置するわけにはいかないと思います。幌加内町として昨年、今回の被害を確認されていることとは思いますが、今後、幌加内町河川において何らかの対策や今後に向けての計画、北海道河川においてはどのように陳情をしているのか、もしくは今後予定されている工事等があれば教えていただきたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

ご質問のとおり、近年の集中豪雨においては、河川氾濫や内水氾濫により耕作地への冠水・浸水など甚大な被害を受けており、受益者や地域・自治区などからも治水対策について強く要望されているところです。このような状況を受け、まず、北海道管理河川については、毎年、上川総合振興局旭川管理部地域社会資本整備要望において、「幌加内川」「沼牛川」「雨煙内川」の河川整備として、雑木処理や堆積土砂の撤去及び決壊箇所の整備を要望してきております。また、昨年の秋、本年の春並びに先日も、北海道の担当職員による対象河川の現地確認をお願いし実施したところがあります。先般、旭川管理部からこの10月に予算の追加配当が見込まれ、「沼牛川」「雨竜川」の一部について、今年度、雑木除去作業等を実施する予定の連絡を受けたところです。町としても、北海道管理河川については、河川整備の要望を継続的に行っていくとともに、随時、被害状況を報告し現地確認のお願いをしていきたいと考えております。また、質問にもありました今後の工事予定等については、現在、雨竜川の北海道の管理箇所の一部である添牛内橋から蚊竜橋までの約10.9km区間について、改修工事の実施が決定され、今後、随時、用地測量、用地買収等が実施されていくこととなっています。町管理河川の雑木除去、河床掘削につきましては、従来から維持の予算内で部分的な実施としておりましたが、計画的で継続性のある整備の実施を視野に検討してまいりたいと存じます。本町における河川の災害対策については、本流となる雨竜川、支流である北海道管理河川、町管理河川がそれぞれ平行して整備を進めることが重要であり、これら関係機関との更なる連携強化に努めてまいりますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。

○6番（蔵前文彦君） 議長、6番。

○議長（小川雅昭君） 6番、蔵前議員。

○6番（蔵前文彦君） 横断歩道敷設について伺います。

現在、町内の道道和寒幌加内線において横断歩道がない状況である。今後、学童保育施設が旧病院長宅に変更されることもあり、また、高齢者住宅等が南西側にある為、役場、歯科医院、郵便局、Aコープ等に用事がある場合、必ず和寒幌加内線を横断しなければならない状況である。信号機のある国道迄行って渡ればと言ってしまうとそれまでかもしれませんが、子供達や高齢の方々の安全確保の観点から言って、横断歩道の敷設が急務であると考えます。敷設となれば所轄警察署等への陳情等が必要と思われませんが、横断歩道敷設に関して行政としての考えを伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

ご質問のとおり、道道和寒幌加内線の南側には町営住宅・特定公共賃貸住宅など、85戸ほどの住宅が建っており、現に徒歩・自転車等による道路横断は頻繁に発生している状況であると認識しております。また、その東側には町立診療所、保健福祉総合センター、居住部門含みます。生涯学習センターやテルケア、山村広場など道道和寒幌加内線両側には公共施設も多数整備されており、その往来の際は道路横断が必要となるところです。一方、道路を走行する自家用車・大型車両の通行などの通行も多く、車両にとっても主要な道路であります。横断歩道の設置における手続きを確認したところ、自治区長、若しくは町長名による土別警察署長へ要望書の提出をし、その後、旭川方面本部に集約され、方面本部では予算の関係等も含め、危険順位の高いところから設置が行われるとのことあります。この場所につきましては、学童保育施設の移転もあり、現在以上の道路横断が予想されますので、交通安全対策として、横断歩道の設置はご指摘のとおりと存じます。まずは、横断歩道の位置について警察ほか、関係する団体と相談・指示を仰ぎ、設置に向けた手続き、要望書の提出を図る所存でありますので、ご理解を賜りたく存じます。

○6番（蔵前文彦君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで蔵前議員の質問を終わります。

次に、8番、小関議員の発言を許します。

○8番（小関和明君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 8番、小関議員。

○8番（小関和明君） 町防災計画について伺います。

近年、全国各地に於いて異常気象に伴い局地的に甚大な被害をもたらす自然災害が多発しています。本町に係わる自然災害も記録的豪雪、昨年の胆振東部地震によるブラックアウト、局地的豪雨による農地冠水、河川の増水による被害等、人命に関わることが想定されるほどの被害が頻発しています。現行の町防災計画の改善すべき事項として、危険見積もりの列挙（最悪の状況までを想定しています。）実施可能な事項と実施不可能な事項の洗い出し。町として対応できない事象、事項の整理とその対応策の検討。新計画に加味すべき事項の把握等、検証の進捗状況。あわせて、町防災計画策定に関わる防災アドバイザーとして総合危機管理士、自衛官OB2名を委嘱したと聞くが、

職責や待遇はどうなっているのか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

幌加内町地域防災計画の見直し事業につきましては、平成20年作成の計画を変更が出るたびに、必要に応じて見直しをしながら現在に至っております。昨年からは国や道から1,000年に一度を想定した防災計画の指針が示されており、本町もそれに準拠した内容に変更等をしていくように職員に指示しております。想定する災害は、風水害はもちろん大雪、地すべり、火災等あらゆるものを想定しておりますが、その量、時間、規模等が最近では記録更新の大雨や大雪、風などにより、「予想外」「想定外」「100年、1,000年に一度」という文字が飛び交っており、実際に全国各地で大きな災害が発生しているところです。質問にあります「最悪の状況」をどこまで想定するかの設定は難しいと判断しておりますし、「実施可能な事項・不可能な事項」につきましても、地域防災計画に明記するのは馴染まないものと考えております。また、「町として対応できない事象・事項の整理とその対応策の検討」も同様で、有事の際には行政間、消防間、多種業界との連携協定もあり、加えて日ごろから申し上げておりますように、自助、共助、公助の相互連携により防災、減災に対応していくことが肝要であります。災害の規模、種類や状況によって交錯し異なるため、具体的に明記することは困難かつあまり合理的ではないと考えておりますが、警報が出た段階で、それぞれが、どのような行動をするかの「タイムライン」を策定しており、このタイムラインにより円滑な対応が図られるよう進めていきたいと考えております。「新計画に加味すべき事項の把握」については、昨年のブラックアウトや、本町においては大雪対策の対応も加えていく必要があるものと考えております。また、今年の6月より導入されました災害時の5段階の警戒レベル表示であります。何よりも「自分の命は自分で守る」という日ごろからの意識改革と備えが、町民一人ひとりに求められる時代となっておりますので、こういったことも踏まえ、今回の防災計画見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。防災アドバイザーの職務については、本町における実効性及び即応性のある防災体制並びに危機管理体制の整備や対応能力の向上を図るため、訓練、啓発、応急対策等について、専門的立場から適宜、本町への指導及び助言を行っていただくものであり、待遇については、非常勤特別職員となっております。指導等に出演いただいたときは、費用弁償と報酬をお支払いすることとしております。以上で終わります。

○8番（小関和明君） 議長、8番。

○議長（小川雅昭君） 8番、小関議員。

○8番（小関和明君） 想定する事が難しいのも防災計画であると思われ。資料を読み上げます。昨年の胆振東部地震の時であるが、前日に、ある団体が中札内村において机上の訓練が行われていました。この場において行政も含めて各種災害対応のために職員はスキルを磨いてほしいとの要望も出ている。道からの指針に従って計画を策定することと思われるが、実効性を伴わないような計画を立ててしまう。防災アドバイザーの意見、または今までの検証を踏まえて意見をもらう事が大切だと思います。特に気象庁がだしている警戒レベルが1から5レベルで最近ではレベル5、「自

分の命を守る行動をおこして下さい。」との報道が多く出ています。自分の命を守るのは当然、しかし、それを誘導するのは行政の責任もあるかと思われる。道新に「緊急電源の確保は」との観点で新聞に掲載されていました。幌加内町は一部、共有できる施設を持っているとの文面がありました。特に本町は縦長の地域であり、幌加内地区での問題、政和地区でも問題、朱鞠内地区での問題、母子里までの距離を考えるとどういう体制が本当に良いのか。ブラックアウトを機に住民の命、安全を守る手助けをどこまで行政ができるのか伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

防災計画にどの程度盛り込むかとのところですが、ある程度マニュアルがあります。いざ有事になれば、どうするのかと言った時にいちいち防災計画を開きながらやっていたのでは間にあわない。いろんな災害が錯綜する中、いちいちそれらを明記して、またそれを紐解いて動くというのは極めて非合理的で、かつ難しい。災害にも色々あり自然災害と国民保護法で定められていますテロ行為があります。人為的に作為的にされたものも災害として捉えた場合、全て地域防災計画に盛り込むのは極めて非合理的でないかと考えます。いかに実効性がある行動が取れるのか。昨年のブラックアウトで職員が経験しました。また、大雨により土嚢積み、こういったものも昨年から初めて職員が経験したところです。いかに迅速にかつ有効に動けるか。こういったものは訓練もしていないといけませんし、当然、内部的なマニュアルは担当部署が持っていないとは思っていません。着実に整備していつているかと考えています。その中にタイムラインもあります。今年は全国のタイムライン協議会が滝川市で開催されると聞いています。それらを含めながら我々職員もいろんな経験を積みながら実効性のある体制、取組みに努力をしていきたいと思えます。

○5番（小関和明君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで小関議員の質問を終わります。

次に、5番、稲見議員の発言を許します。

○5番（稲見隆浩君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、稲見議員。

○5番（稲見隆浩君） 土木企業の人材育成支援について伺います。

毎年、日本各地で大雨、地震といった災害が発生している中、幌加内町も毎年のように大雨による被害が出てきています。防災を考えるのは当然ではあるが、被害が出た後の復旧にも力を入れなれないと思ってしまう。災害復旧で頼りになるのは重機を保有している土木業者であるが、どの業種にも当てはまる事ではあるが人材不足があります。年数が経ち更に人材も減るような事もあれば幌加内町の安全を守る事にも支障をきたすと思われれます。災害復旧の維持、向上を図る為にも資格支援など人材育成に支援施策を行い、人材確保に力を入れる事が町の安全を守る事にも繋がると思われるが伺いたい。

- 町長（細川雅弘君） 町長。
- 議長（小川雅昭君） 町長。
- 町長（細川雅弘君） お答えします。

ご質問にありましたとおり地元建設業者は、地域社会の安全・安心の確保を担い、災害発生時の復旧作業など有事の際には、町内4建設業者で構成する建設業協会と地域防災協定を締結しています。実際、昨年の豪雪対策にはこの協定に基づき大変ご尽力をいただいたところです。各社には日頃の地域貢献を含め、お礼を申し上げますとともに、敬意を表するところでもあります。土木業に限らず、本町おける人材確保には、多くの苦労があることは認識しています。各社とも本来の業務量に応じ職員を確保している状況であり、災害時のために人員を抱える状況ではないと認識しております。また、各社では、正規職員に対して、業務に必要な重機オペレーターの資格取得に関しては、会社負担をしており、非正規職員に対しても、一定の割合で負担をしていると伺っています。その他、各個人に対する支援施策として、上川北部地域の名寄市、士別市、下川町、美深町、音威子府村、中川町、剣淵町、和寒町、本町の9市町村で構成する、公益社団法人上川北部地域人材開発センターにおいて、具体的な例で言えば、普通自動車免許保有者を対象に、建設総合コースとして、10月1日から25日までの期間で、募集人員10名、受講料無料で講習を行っており、取得できる資格として、大型特殊免許、小型移動式クレーン運転技能講習、フォークリフト運転技能講習など重機オペレーターとして技能を高める応援施策が展開されています。また、同様に士別地域通年雇用促進協議会においても事業が実施されておりますので、是非、こういった制度も活用いただければと思っております。私も国や北海道に対して常日頃より、地元企業がなければ有事の際には大変なことになるので、一定の配慮を賜りたいとお願いをしているところでもあります。議員が言われるとおり、今後、高齢化などにより災害の際に人手が不足し、復旧作業が遅れ町民の安心、安全が確保されないような状況を招かぬよう、建設業協会、商工会などと必要に応じ協議をし、状況把握に努めるとともに、支援策の要望があれば検討をしてまいりたいと存じます。以上で終わります。

- 5番（稲見隆浩君） 終わります。
- 議長（小川雅昭君） これで稲見議員の質問を終わります。  
次に、4番、藤井議員の発言を許します。

- 4番（藤井 祐君） 議長、4番。
- 議長（小川雅昭君） 4番、藤井議員。
- 4番（藤井 祐君） 今後の消防団員の協力願いについて伺います。

本町の消防団員の定数は56名。現在38名の方に消防団員として活動いただいていると聞いています。今後、定年による退職を見込むと更なる団員数の減少が予想され、災害対応や予消防活動への対応も厳しくなると思われる。本町はこれまで大地震等の大きな災害に見舞われた経験は少ないと思うが、昨今の異常気象に伴う風水害や台風等への危機感をもって体制を構築していく必要があると強く感じる。昨年のブラックアウトや気象状況の変化による未曾有の災害に対し、消防団が更なる入団を呼びかけていただくことは当然ですが、町全体で協力できる体制の一環として役場職員の方々に入団していただき人員不足に対応してはどうか。深川地区から士別地区へ移管予定である

と聞いているが、他市町では市や町の職員が入団し団員数が増加傾向にあると聞いている。先日、消防団長が町長へ協力をお願いに伺ったと聞いているが考えを伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

ご指摘の通り本町の消防団の定数は56名となっており、実数の38名とはかなりの差が出ている状況であります。しかし、この定数はまだ人口が多かったころから変更がなされておらず、深川地区消防組合構成団体では秩父別町や妹背牛町の50名よりも多く、また、士別地方消防事務組合構成団体では剣淵町が45名、和寒町が48名と人口に比較した場合、本町の定数そのものがどうなのかという面もあります。ただし、本町のような南北に長く集落が点在している現状を考えますと消防施設や車両の確保を考えた時に、人口数だけでは語れない部分もあるのも事実であります。また、過日8月13日に団長・副団長が来庁され団員確保に向けた正式な申し入れがありました。その際にもお答えしておりますが、町職員は地方公務員法により職務専念義務が課せられ、有事の際には災害対策本部の指揮の下、様々な対応をとることで拘束されており、消防団員としての動きにはならないことも説明させていただいております。先ほど議員より他市町村では役場職員の消防団入会が増えているというお話でありましたが、近隣で見ると士別市5人、これは合併前の朝日町時代の名残分で実際は活動していないと聞いています。剣淵町5人、名寄市3人、下川町9人、中川町11人、音威子府村7人。空知管内では北竜町5人、秩父別町7人、妹背牛町6人と職員数の割合から見ると、それほど多くはないのが現状であります。深川市のように機能別団員などの扱い等もありますが、それも正規な消防団活動はしていない状況であります。しかしながら、平成25年制定の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行に伴い、公務員の消防団員との兼職に関する特例措置等も時代とともに変わってきております。先の要請を受け、町としてどのような体制で協力するのが一番良いのかを、問題点も含め検討するよう指示を出したところであり、今後職員とも協議を重ねながら、早ければ来年度の士別地方消防事務組合への移管に合わせるように対応をしまいたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○4番（藤井 祐君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで藤井議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時16分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第45号

○議長（小川雅昭君） 日程第8、議案第45号、平成30年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定に

ついでにこの件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君） （議案第 45 号朗読、記載省略）

一般会計他、特別会計 7 件の決算であります。監査委員の決算審査については、去る 8 月 26 日から 28 日までの 3 日間にわたり審査をいただいたところであり、次ページ以降に意見書を添付しております。各会計の決算概要については決算書の朗読を省略し、実質収支に関する調書にて説明いたしますので、別冊にて配布しております決算書の表紙をお開き願います。

平成 30 年度各会計実質収支に関する調書、始めに一般会計ですが歳入総額 39 億 1067 万 4694 円、歳出総額 37 億 8414 万 4327 円、差引き 1 億 2653 万 367 円、翌年度に繰越すべき財源のうち繰越明許費繰越額 2958 万 4000 円、実質収支額 9694 万 6367 円であります。

国民健康保険特別会計、歳入総額 2 億 8818 万 366 円、歳出総額 2 億 8777 万 7117 円、差引き実質収支ともに 4 万 1249 円であります。

後期高齢者医療特別会計、歳入総額 3202 万 4821 円、歳出総額 3188 万 8621 円、差引き実質収支ともに 13 万 6200 円であります。

介護保険特別会計、歳入総額 1 億 9329 万 9548 円、歳出総額 1 億 8044 万 3861 円、差引き実質収支ともに 1285 万 5687 円であります。

簡易水道事業特別会計、歳入歳出ともに総額 7825 万 1413 円あります。

下水道事業特別会計、歳入歳出ともに総額 7557 万 7784 円あります。

奨学資金特別会計、歳入歳出ともに総額 2932 万 963 円の決算であります。

以上、各会計実質収支に関する調書により議案の説明に代えさせていただきましたが、決算書の次に決算における主要な施策の成果説明書及び財産に関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 22 分

◎追加日程 動議案第 3 号

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

只今、1 番、中川議員他 2 名から決算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この

動議には賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加し、ただちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、動議案を日程に追加し議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、動議案第3号、決算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提案者から主旨説明を求めます。

○1番(中川秀雄君) 議長、1番。

○議長(小川雅昭君) 1番、中川議員。

○1番(中川秀雄君) (動議案第3号朗読、記載省略)

○議長(小川雅昭君) これをもって主旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。お諮りをいたします。

これより本件に関する討論を省略し、本動議案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、動議案第3号は原案のとおり可決されました。

引続いて議長の指名により特別委員の選任を行います。お諮りをいたします。

只今、設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により1番、中川議員、2番、市村議員、3番、中南議員、4番、藤井議員、6番、蔵前議員、7番、中村議員、8番、小関議員、以上の7名にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、只今、指名をしました7名の諸君を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。お諮りをいたします。只今、設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条の規定に関わらず議長から指名をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長、副委員長につきましては議長から指名することに決定をいたしました。それでは議長から指名をいたします。委員長には7番、中川議員、副委員長には2番、市村議員、8番、小関議員を指名いたします。お諮りをいたします。只今、指名をいたしましたとお決定することに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員長、副委員長は只今、指名いたしましたとおりの決定をいたしました。

◎日程第9 議案第46号

○議長（小川雅昭君） 日程第9、議案第46号、幌加内町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君） （議案第46号朗読、記載省略）

提案理由について、10月1日より消費税が8パーセントから10パーセントに上げられることを受け、本町において利用している情報通信基盤施設の電気通信機事業者への設備の使用料についても本来かかるべき消費税率へ改正するものです。あわせて現在まで記載されていた消費税抜きの年額表示のものをそれぞれの三ヶ所分ごとの月額単価での文言の整理も行うものです。

あわせて、お詫びですが設立当初、平成23年当初は消費税が5パーセントでありましたが、平成26年度に8パーセントに変わっております。その際に本来であれば記載等、三ヶ所の設置部分に契約書自体が直っていますので訂正を行うものでしたが、そのままの状態です。今回、10パーセントの改正にあわせて単価的なものをあわせた形で条文、文言整理をさせていただきますので宜しくお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1番（中川秀雄君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。

○1番（中川秀雄君）

通信事業者の使用料の改定だと思われるが、今までは内税、税抜きとして月額20万円で行われており、それに5パーセントなり8パーセントが加算されて使用料として納めていると思われる。今回の使用料金の改定だが、今までの年額が月額となるが、新の表でいくと幌加内サブセンターでは年額4万7000円ほど。朱鞠内、政和、添牛内地区では年額8万7000円ほどの値上がりとなる。

(3)では、10パーセント分だけで話はあうが、消費税分だけの取扱いとなると説明がつかない

数字となるが、その他に理由があるのか。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君）

条例設立当初は、一ヶ所年額 20 万円で作っていましたがその後、この部分については、それぞれ幌加内サブセンター、朱鞠内サブセンター、政和添牛内サブセンターでそれぞれ単価が変わっています。それにあわせて金額的には 5 パーセント、8 パーセントということで契約書自体は 3 段階での数字でずっときていましたが、条例自体の訂正がされていませんでした。金額的には、基本の数字にそれぞれの消費税が掛かった数字で推移はしてきていますが、条例自体の訂正等がなされていなかったため、今回あわせて文言の整理を行うものです。月額の使用料の基本数字ですが、幌加内サブセンター 1 万 8716 円、それに消費税。朱鞠内サブセンター、政和・添牛内サブセンターについては、月額 2 万 1780 円、それに消費税となっています。現在はその数字に 8 パーセントをかけた数字の契約を交わしてきています。10 月 1 日からは 10 パーセントとなりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小川雅昭君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 46 号、幌加内町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 10 議案第 47 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 10、議案第 47 号、幌加内町森林環境譲与税基金条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君） （議案第 47 号朗読、記載省略）

提案理由について、平成 30 年度、税制改正大綱において森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決定され森林環境税については、現在の復興特別所得税が終了した時点、令和 6 年から皆様に負担いただくことになる税金です。森林環境譲与税については、国から森林環境の維持管理等、人材育成や間伐など適正な管理を行うために森林を所有する自治体へ配分されるお金であり、森林環境税の課税よりも先行して今年度から譲与されるものです。譲与税については、使途が定められており、本町には 181 万円程度と譲与金額が少額なことから当面は基金を設置し、基金への積み立てを行い計画を策定してそれに沿った運用を図っていきたいと考えており、今回、基金条例を提案するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1 番（中川秀雄君） 議長、1 番。

○議長（小川雅昭君） 1 番、中川議員。

○1 番（中川秀雄君）

譲与税ですが、何になるのか。人口であるとか森林面積とかに基づいて交付されるのか。また今年から創設されたのだが、翌年度以降も同じような内容で継続する可能性のある譲与税なのか伺いたい。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君）

金額の試算については、1 番目、私有林の人口林面積。2 番目、林業就業者数。3 番目、人口の 3 つの要素を加味して、それぞれの私有林面積に割り当てられる国の金額。それを全国で割りかえたものである。本町については、私有林人口面積 808 ヘクタール。林業就業者数 17 名。人口 1,525 名を基準に割り出されています。いつまで続くのかとの質問ですが、令和元年から令和 33 年までが 1 段階の金額です。約 181 万 5000 円です。令和 4 年から令和 6 年については、若干金額が上がりますが国の予算が上がるためであり、町については 272 万 3000 円。令和 7 年から令和 10 年にかけては更に増えて 385 万 8000 円。令和 11 年から令和 14 年まで 499 万 4000 円。令和 15 年以降は 612 万 8000 円となります。国の予算が上がる見込みのため町に対しても、年度ごとの予算にあわせた形で増えていくことで試算をしています。

○議長（小川雅昭君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 47 号、幌加内町森林環境譲与税基金条例についての件を採決いたします。  
お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 48 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 11、議案第 48 号、幌加内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君） （議案第 48 号朗読、記載省略）

提案理由について、子供子育て支援法に基づく特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が本年 5 月 31 日に施行され、施設及び保育事業の運営に関する基準が示され、その詳細を規則に委ねることとするため委任についての条文を追加するものです。基準の主な改正点については、10 月からの保育料無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの変更。特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の新設となっています。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 48 号、幌加内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 49 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 12、議案第 49 号、幌加内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君） （議案第 49 号朗読、記載省略）

提案理由について、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、本年 4 月 1 日に施行され設備及び運営に関する基準が示されました。詳細を規則に委ねることとするため委任についての条文を追加するものです。主な改正点ではありますが、保育所との連携ということで、家庭的保育事業等に関する卒園後の受け皿の提供に行う連携施設の確保について。連携施設に関する特例として満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保。連携施設に関する経過措置として、経過措置の期限を 5 年間延長し令和 7 年 3 月 31 日までとする。以上の改正となっています。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 49 号、幌加内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 28 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎日程第 13 議案第 50 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 13、議案第 50 号、物品の取得についての件を議題といたします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君） （議案第 50 号朗読、記載省略）

提案理由について、庁舎内で使用しています全てのパソコンは 2014 年に整備された物です。Windows 7 を使用しています。修正プログラム終了の期間が迫ってきており今回 Windows10 への移行によりパソコンの環境を最善のものへと変更するため購入するものです。契約の相手方の北海道市町村備荒資金組合を利用するメリットして、支払い期間を 5 年間に分割することで単年度当たりの町の財政負担軽減が図られるものです。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 50 号、物品の取得についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 51 号 ～ 日程第 15 議案第 52 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 14、議案第 51 号 物品の取得についての件から日程第 15、議案第 52 号 物品の取得についてまでの 2 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（内山渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山渉君） （議案第 51～52 号朗読、記載省略）

2 件の提案理由ですが、幌加内小学校及び幌加内中学校の公務用及び授業用のパソコン一式及び

ネットワーク機器等について購入するものです。現在使用している各学校の機器が耐用年数となったため更新を行い、各学校での ICT 活用の推進及びセキュリティ強化並びにネットワーク環境の向上を図るもので、物品の取得金額がそれぞれ 1500 万円を超えるため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものです。財産の取得方法については、先程議決をいただきました議案第 50 号、財産の取得についてと同様に北海道市町村備荒資金組合が行う資機材譲渡事業により実施するもので、備荒資金組合が本町に変わって業者から財産を購入し、その後備荒資金組合が幌加内町にこの財産を譲渡する方式をとり、幌加内町はこの譲渡された代金を今後 5 年に渡り利子を含め分割支払いする制度です。本件にかかる債務負担行為は当初予算にて承認をいただいているものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。始めに議案第 51 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第 52 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次討論を行います。始めに議案第 51 号について討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第 52 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決を行います。始めに議案第 51 号 物品の取得についての件を採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 52 号 物品の取得についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 16 議案第 53 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 16、議案第 53 号、北空知衛生センター組合からの脱退についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第 53 号朗読、記載省略）

提案理由について、平成 23 年の空知から上川への編入に伴い北空知衛生センター組合からの本町の脱退について、関係市町村による協議を進めてきました。令和 2 年 3 月 31 日をもって脱退することで協議が整いましたので地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。なお、幌加内町については議案のとおり脱退についての議決となりますが、構成する他の市町村については、組合同規約の一部を変更する規約から幌加内町を除くとの規約の変更の議決となります。また、脱退に伴う財産の処分については、幌加内町は組合の財産等の権利を全て放棄し構成する他の市町村においては、将来予想される施設の解体及びその他一切の費用について幌加内町にその負担を求めないとするもので、幌加内町に帰属する財産が発生しないことから議決事項には至らず協議書を交わすことで財産の取扱いについて定められるものです。脱退後については、北空知衛生センター組合脱退後のし尿等の取扱いについては令和 2 年 4 月 1 日からなりますが、士別の事業者 2 社で調整をしていますが士別の業者で取り扱っていただくよう現在調整を進めているところです。一部事務組合への加入ではないため議会の議決事項ではなく、通常の委託契約となることを申し添えます。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 53 号、北空知衛生センター組合からの脱退についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 54 号 ～ 日程第 18 議案第 55 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 17、議案第 54 号 深川地区消防組合からの脱退についての件から日程第 18、議案第 55 号 深川地区消防組合からの幌加内町脱退に伴う財産処分についてまでの 2 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君） （議案第 54～55 号朗読、議案資料朗読、記載省略）

2 件の提案理由ですが、北空知衛生センターからの脱退とも同様であります。深川地区消防組合を構成する団体の内、幌加内町にあっては平成 22 年に施行された北海道支庁制度改革時に空知から上川へ移管したしたところ。当該町民の生命と身体を守る使命を遂行する警察行政と消防行政が密接に関係することからも、消防行政についても上川へ移管することが最大の効果であると考えています。この度、令和 2 年 3 月 31 日をもって深川地区消防組合から脱退することで関係市町による協議が整いましたので北海道への届出及び許可に必要となる一部事務組合を構成する市町の議会の議決を得ようとするものです。議案第 55 号は深川地区消防組合からの幌加内町の脱退に伴う財産の処分についてであります。当該組合は構成団体が負担する消防本部業務にかかる共通経費を除く消防費については、構成団体ごとがそれぞれの経費で賄う消防行政特有の自賄い方式であることから、脱退する幌加内町所有の財産を一度町の方へ帰属させようとするものです。なお、この財産については、士別地方消防事務組合への加入移行後については、そちらの組合に移行変更することになると思われ。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。始めに議案第 54 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第 55 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次討論を行います。始めに議案第 54 号について討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第 55 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決を行います。始めに議案第 54 号 深川地区消防組合からの脱退についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 55 号 深川地区消防組合からの幌加内町脱退に伴う財産処分についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 55 号は原案のとおり可決されま

した。

◎日程第 19 議案第 56 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 19、議案第 56 号、士別地方消防事務組合への加入についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（村上雅之君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（村上雅之君） （議案第 56 号朗読、記載省略）

提案理由について、深川地区消防組合の脱退と同時に本町は士別地方消防事務組合への加入を打診していました。この度、令和 2 年 4 月 1 日付けをもって士別地方消防事務組合へ加入することで関係市町による協議が整いましたので、同じく北海道への届出及び許可に必要な一部事務組合を構成する市町の議会の議決を得ようとするものです。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 56 号、士別地方消防事務組合への加入についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 5 2 分

再開 午後 3 時 2 8 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎日程第 20 議案第 57 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 20、議案第 57 号、令和元年度幌加内町一般会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） （議案第 57 号朗読、記載省略）

事項別明細書、歳出から説明をいたします。10 ページ、11 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目、一般管理費 135 万 7000 円の追加、合計 6877 万 2000 円とする。7 節、臨時雇賃金 121 万 7000 円、8 節、臨時職員年末報償金 14 万円共に臨時事務職員 3 名を 7 月 1 日付けで異動したことによるもの。産業課、建設課、教育委員会に配置していた者で建設課を減員し、新たに総務課に配置し産業課、教育委員会への事務職員もそれぞれ配置換えしたことにより関連予算を組み変えるものです。2 目、企画費 27 万 2000 円の追加、合計 4105 万 5000 円とする。1 節、第 7 次総合振興計画策定審議会委員報酬 24 万 5000 円、9 節、費用弁償 2 万 7000 円、第 7 次総合振興計画の前期が今年度で終了し、来年度から後期が開始することから後期分の実施計画を策定するため、新たに審議会委員を委嘱し審議会にて計画を審議してもらうため報酬、費用弁償を計上するものです。委員については 18 名を予定しており 4 回の審議会開催を予定しています。5 目、財産管理費 87 万 1000 円を追加、合計 2774 万 8000 円とする。11 節、修繕料 84 万 4000 円、旧町立病院の看護宿舍の屋根の雪止め設置 16 万 2000 円、町有賃貸住宅、沼牛地区にある住宅の浴槽修繕 35 万 7000 円、今後を見込み一般修繕で 20 万円、その他、公用車の車検 12 万 5000 円です。公用車については、朱鞠内よるべさへ貸付けていました 5 人乗り乗用車を 8 人乗り乗用車と入替えたことにより不用となったところですが、距離数も多くなく状態も良いため役場の公用車として引き続き使用するため車検を取るための経費です。12 節、車検手数料 2 万円、27 節、自動車重量税 2 万 5000 円、車検に関わる経費となっています。6 目、基金積立金 181 万 5000 円の追加、合計 3858 万 3000 円とする。25 節、基金積立金森林環境譲与税基金 181 万 5000 円、譲与税分をここに積み立てるものです。金額については、北海道で試算し示された金額です。歳入についても同額、譲与税で計上しています。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 56 万 9000 円の追加、合計 8832 万 6000 円とする。28 節、介護保険特別会計繰出金 56 万 9000 円、消費税改定に伴うシステム改修に関わるものです。2 目、老人福祉費 7 万 8000 円の追加、合計 9734 万 3000 円とする。18 節、備品購入費 7 万 8000 円、福寿荘で使用する炊飯ジャー 2 台、ガスコンロ 1 台が古くなり故障したため更新するものです。3 目、障害者福祉費 20 万 6000 円の追加、合計 5107 万 9000 円とする。23 節、補助金等返還金 20 万 6000 円、平成 30 年度の障害者医療費の確定により 20 万 4718 円、30 年度の特別児童扶養手当事務交付金確定により 1925 円を返還するものです。7 目、保健福祉センター管理費 72 万円の追加、合計 3601 万 2000 円とする。11 節、修繕料 72 万円、保健福祉センター内の居室 1 戸の天井壁のクロス張替え 57 万 2000 円、その他居室の玄関引き戸の修繕等で 14 万 8000 円、共に経年劣化によるための修繕です。8 目、プレミアム付商品券事業費 2 万 4000 円の追加、合計 337 万 1000 円とする。11 節、印刷費 2000 円、12 節、郵便料 2 万 2000 円、プレミアム付福祉商品券の発行において非課税

者が6月に確定したことにより、対象者が概算で当初出していた200人から330人に対象者が増えたため引換券の増刷費及び郵便料を増額するものです。2項2目、児童扶助費1万3000円の追加、合計5687万3000円とする。23節、児童手当負担金返還金1万3000円、平成30年度分が確定したことにより返還するものです。4款1項1目、保健衛生総務費60万円の追加、合計411万円とする。19節、不妊治療費助成金60万円、現在1名の方へ助成していますが更に1名の方から相談を受けていることから今後を見込み増額するものです。1回15万円で4回分をみています。4目、診療所費146万9000円の追加、合計1億2989万円とする。11節、修繕料55万1000円、幌加内診療所内にある掲示板が手狭であるため拡大し利便性を良くするための改修9万3960円、エアコンの給排気管の修理で30万2400円、朱鞠内診療所の公用車の車庫が老朽化でシャッターが破損しているため更新するため撤去費用として15万4440円です。新たな車庫については、リースを計画しているところです。13節、派遣医師薬剤師送迎業務委託料88万8000円、幌加内診療所においては、現在旭川市の森山病院より医師を月5回程度と圭泉会病院より薬剤師を月1回派遣していただいているが、その送迎を現在は職員で行っていますが勤務体制に支障をきたし、また運転業務の安全性を考慮し、運転業務を専門とする民間会社へ10月より委託するものであります。旭川1往復2万4000円で37回分を計上しています。14節、車庫借上料3万円、朱鞠内診療所の公用車1台分の車庫6ヶ月分の借上げ料です。月4850円ですが、これについては設置、撤去費用込み経済的に見込みリースとするものです。2項1目、塵芥処理費158万7000円の追加、合計9637万9000円とする。12節、検査手数料3万7000円、廃棄物処分場において法律に基づき北海道による施設検査の手数料です。6月に道より通知があったため計上するものです。産業廃棄物処理手数料25万円、18節、備品購入費130万円、共に廃棄物処分場にある資源ごみ保管用の大型箱車の荷室1台とJR貨物コンテナ2台を老朽化で損傷が激しいため更新するものです。処分手数料については、大型箱車の荷室1台を処分する手数料25万円、備品購入費については、大型箱車の荷室1台94万5215円、JR貨物コンテナ2台分で35万4750円です。既存のコンテナ類がある場所については、現在進めています最終処分場の埋立て地造成工事において浸出水処理施設を来年から建設する予定の場所であることから、コンテナ類の購入とあわせて別の場所へ今年度中に移動をすることとなっています。6款1項1目、農業委員会費2万9000円の追加、合計745万5000円とする。7節、臨時雇賃金2万9000円、2目、農業総務費1万9000円の追加、合計119万3000円とする。7節、臨時雇賃金1万9000円、3目、農業振興費3万9000円の追加、合計2億3178万3000円とする。7節、臨時雇賃金3万9000円、それぞれ臨時雇賃金の追加によるものですが7月1日付けの異動による賃金の調整となっています。5目、地力維持増進施設運営費38万円の追加、合計1037万円とする。12節、パーク堆肥成分分析手数料38万円、汚泥肥料登録用成分分析において当所は一部を農業技術センターで町営として行う予定でしたが、事務を進めていく中で分析できない項目があるのが判明したため民間へ依頼することとし追加するものです。7款1項2目、観光費277万2000円の追加、合計1億2802万5000円とする。15節、朱鞠内研修センター地下タンク内部改修工事277万2000円、レークハウスと繋がっている湖側の施設の地下タンクを腐食による油漏れを防ぐためFRPコーティングを実施するもの。法律により設置後40年が経過した物はコーティング等の対策が必要と定めているため行うものです。12月で41年目を向えるためその前に行う予定であります。8款1項1目、土木総務費86万9000円の減額、合計224万8000円とする。7節、臨時雇

賃金 86 万 9000 円、臨時事務職員の減員によるものです。2 項 1 目、道路橋梁維持費 696 万 9000 円の追加、合計 3 億 1572 万 1000 円とする。11 節、修繕料 696 万 9000 円、道路維持や除雪に関わる機械の修繕料です。車検等により故障、改善が指摘され実施するものですが、主なものとしてはショベルのエンジンオイル漏れ、ラジエーター交換、ベルト等の交換 481 万 9000 円のほか、ブルドーザーの油圧式シリンダーオイル漏れ、マフラー交換、グレーダーのサイドウイングの修理等で 215 万円となっています。2 目、道路新設改良費 6 万円の追加、合計 1 億 6383 万 5000 円とする。9 節、工事関係旅費 6 万円、技術職員の増員により不足が生じるため増額するものです。3 項 1 目、河川改修費 3 万 7000 円の追加、合計 558 万 8000 円とする。13 節、樋門樋管操作業務委託料 3 万 7000 円、北海道との委託単価が決定したことによる増額です。4 項 2 目、住宅建設費 37 万 6000 円の追加、合計 39 万円とする。22 節、移転補償金 37 万 6000 円、町営住宅、旭団地 1 戸、緑ヶ丘団地 2 戸の用途廃止に伴う移転補償 3 件分となっています。9 款 1 項 1 目、消防総務費 84 万 2000 円の追加、合計 1 億 5089 万 9000 円とする。11 節、消耗品費 84 万 2000 円、来年度より士別地方消防事務組合へ加入することに伴い消防支署職員 15 名分の活動服及び帽子を来年 4 月 1 日から使用できるよう今年度で整備、購入するものです。10 款 2 項 1 目、学校管理費 9 万 9000 円の追加、合計 3431 万 9000 円とする。11 節、消耗品費 9 万 9000 円、母子里の送迎車の夏タイヤ購入ですが消耗が激しく今年いっぱいもたないことから購入するものです。3 項 1 目、学校管理費 15 万 1000 円の追加、合計 2643 万 6000 円とする。11 節、スクールバス修繕料 15 万 1000 円、スクールバスの車検時に追加の修理が生じたため追加するものです。4 項 2 目、教育振興費 21 万 5000 円の追加、合計 1212 万 4000 円とする。18 節、教材用備品購入費 21 万 5000 円、公務用で使用しているパソコン 1 台が故障し事務に支障をきたすため購入するものです。5 項 1 目、学校給食費 51 万円の追加、合計 2687 万 9000 円とする。11 節、修繕料 51 万円、ボイラーの減圧弁の経年劣化による破損取替え 31 万 6000 円、屋外換気口フード 4ヶ所の雪害による破損取替え 19 万 4000 円、雪害に関わるものについては保険対応を予定しています。6 項 3 目、生涯学習センター費 73 万 4000 円の追加、合計 3631 万 3000 円とする。11 節、特別修繕料 73 万 4000 円、学習センター敷地内の街灯を修理、移設する経費であります。正面玄関入り口の歩道側にある街灯ですが、昨年 11 月、士別市内の会社員が車で接触し街灯が破損していましたが、今回その街灯を設置し代わりに建物に照明を取り付けて入り口前を照らすよう改修するものです。修繕料に関わる経費については、全額、接触事故を起こした相手方の負担とし今回、歳入にも計上しています。7 項 2 目、体育施設費 16 万 1000 円の追加、合計 2 億 5621 万 8000 円とする。9 節、普通旅費 13 万 4000 円、現在建設中の町民プールのスチレンス水槽を神奈川県内で製作していますが、工場での中間検査が必要となったため派遣する技術職員の旅費を追加するものです。14 節、機器借上料 2 万 7000 円、スキー場に設置している、自動体外式細動器 AED ですが、使用期限が切れたため更新するものです。1 台分となると購入よりリースの方が安価なため 4 ヶ月分を計上しています。使用にあたっては、冬はスキー場、夏は町民プールに設置し通年使用とする予定です。

次に歳入について説明いたします。6 ページ、7 ページをお開き願います。

2 款 3 項 1 目、森林環境譲与税 181 万 5000 円の追加、合計 181 万 5000 円とする。1 節、森林環境譲与税 181 万 5000 円、歳出で説明をしたとおりです。9 款 1 項 1 目、地方交付税 1812 万 9000 円の追加、合計 21 億 8281 万 5000 円とする。1 節、地方交付税 1812 万 9000 円、収支のバランス

をとっています。14 款 3 項 3 目、土木費委託金 3 万 7000 円の追加、合計 139 万 7000 円とする。1 節、樋門樋管操作委託料 3 万 7000 円、道の単価決定によるものです。19 款 4 項 3 目、雑入 73 万 3000 円の追加、合計 7448 万 8000 円とする。1 節、雑入 73 万 3000 円、歳出で説明をした学習センターの街路灯の破損修理に関わる相手からの負担金の額となっています。20 款 1 項 9 目、臨時財政対策債 139 万 1000 円の追加、合計 6139 万 1000 円とする。1 節、臨時財政対策債 139 万 1000 円、金額の決定に伴う増額です。

4 ページ、5 ページをお開き願います。事項別総括ですが歳入歳出それぞれ 2210 万 5000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 42 億 6360 万 3000 円とするものです。

3 ページをお開き願います。第 2 表、地方債補正ですが、中身の朗読を省略させていただき、後ほどお目通しをお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳出 10 ページから質疑をお受けします。

10 ページ、11 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 12 ページ、13 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 14 ページ、15 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 16 ページ、17 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 18 ページ、19 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に事項別明細書歳入 6 ページから質疑をお受けします。

○議長（小川雅昭君） 6 ページ、7 ページ質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 8 ページ、9 ページ質疑ありませんか。

○3 番（中南裕行君） 議長、3 番。

○議長（小川雅昭君） 3 番、中南議員。

○3 番（中南裕行君） 雑入の 73 万 3000 円とあり街灯の修繕費との説明がありましたが、支出では学習センター費の修繕費 73 万 4000 円と説明がありました。1000 円の差がありますがなぜなのか。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） 実際に入ってくる額は100円単位では同額となりますが、予算を作成するにあたり歳出については1000円単位として多めに計上。歳入については1000円単位で少なく計上している。歳入については何百円か赤字になるが基本的に赤字計上は考えてはいないため。

○議長（小川雅昭君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号、令和元年度幌加内町一般会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することで賛成の方は起立を願います。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第58号

○議長（小川雅昭君） 日程第21、議案第58号、令和元年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第58号朗読、記載省略）

事項別明細書、歳出から説明をいたします。7ページ、8ページをお開き願います。

2款5項1目、葬祭費9万円の追加、合計18万円とする。19節、葬祭費9万円、当初予算で3件9万円を見込んでいましたが既に4件が発生しており不足をしていることから、年度末を見込み3件分を追加するものです。

5ページ、6ページをお開き願います。

歳入、2款2項1目、保険給付費等交付金9万円の追加、合計1億4760万円とするもの。1節、普通交付金9万円、歳出での増加に対するものです。

3ページ、4ページをお開き願います。事項別明細書の総括です。歳入歳出それぞれ9万円を追加し総額、歳入歳出それぞれ2億124万7000円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。

これから議案第 58 号、令和元年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することで賛成の方は起立を願います。

(全議員起立)

○議長(小川雅昭君) 起立多数。したがって議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 22 議案第 59 号

○議長(小川雅昭君) 日程第 22、議案第 59 号、令和元年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(竹谷浩昌君) 保健福祉課長。

○議長(小川雅昭君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(竹谷浩昌君) (議案第 59 号朗読、記載省略)

事項別明細書、歳出から説明をいたします。7 ページ、8 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 87 万 9000 円の追加、合計 103 万 2000 円とする。13 節、介護保険システム改良業務委託料 87 万 9000 円、消費税率引き上げ等による介護報酬改訂に伴うシステム改良業務委託料です。

5 ページ、6 ページをお開き願います。

2 款 2 項 3 目、事務費補助金 31 万円の追加、合計 31 万円とする。1 節、介護保険事業費補助金 31 万円、システム改良業務に対する国からの補助金で基準額の 1/2 となっています。6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 56 万 9000 円の追加、合計 2818 万 7000 円とする。1 節、事務費繰入金 56 万 9000 円、システム改良業務に対する国からの補助金の残りの財源を一般会計から繰入するものです。

3 ページ、4 ページをお開き願います。事項別明細書の総括です。歳入歳出それぞれ 87 万 9000 円を追加し総額、歳入歳出それぞれ 1 億 9836 万円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。

これから議案第59号、令和元年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することで賛成の方は起立を願います。

(全議員起立)

○議長(小川雅昭君) 起立多数。したがって議案第59号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時 6分

再開 午後 1時28分

○議長(小川雅昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程2 意見書案第3号

○議長(小川雅昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

只今、産建文教常任委員長から意見書案が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2、意見書案第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め意見書案、本件については産建文教常任委員長による意見書案ですので説明、質疑および討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時 8分  
再開 午後 4時 9分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程3 発議第3号

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

只今、中村議員他2名から幌加内町議会議員の派遣承認についての件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

「(なし)」の声あり

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程3、発議第3号幌加内町議会議員の派遣承認についての件を議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。

○7番（中村雅義君） 議長、7番。

○議長（小川雅昭君） 7番、中村議員。

○7番（中村雅義君） （発議第3号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。本件に対する質疑、討論を省略し原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「(なし)」の声あり

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時12分  
再開 午後 4時14分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程4 閉会中の所管事務調査申し出について

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

お諮りをいたします。只今、常任委員長および議会運営委員長から閉会中の所管事務調査申し出がありました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第4、閉会中の所管事務調査申し出についての件を議題といたします。

本件は、お手元に配布のとおり常任委員長および議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。お諮りをいたします。本件は申し出のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の決議

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本定例会に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第7条の規定によりまして、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年度第3回幌加内町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月12日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員